

『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』の概要

I 健全化判断比率の算定・公表

- ・地方公共団体は平成19年度決算以降毎年度、前年度決算に基づき健全化判断比率を算定
- ・監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表
- ・比率が早期健全化基準以上の場合、計画策定の義務付け

II 財政健全化計画(財政再生計画)の策定

判断基準のいずれかが早期健全化基準(財政再生基準)以上



年度内に議会の議決を経て、財政健全化計画(財政再生計画)を策定し、公表



翌年度以降、計画の実施状況を議会に報告し、公表

財政再生計画策定団体については、

- 計画について総務大臣の同意を得ていない場合 ⇒ 起債不可(災害復旧等を除く)
- 計画について総務大臣の同意を得た場合 ⇒ 収支不足額を地方債に振り替えて発行可能

III 公営企業の経営健全化

①資金不足比率の算定・公表

地方公共団体は毎年度、前年度決算に基づき資金不足比率を算定

監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表

②判断基準が経営健全化基準以上



年度内に議会の議決を経て、経営健全化計画を策定し、公表



翌年度以降、計画の実施状況を議会に報告し、公表